

第9条（短期退職時の本件報酬の返戻義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬の全部又は一部を返戻するものとする。

入社後1週間未満の場合：本件報酬の 100%

入社後1か月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後2か月未満の場合：本件報酬の 30%

入社後3か月以内の場合：本件報酬の 20%

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合には、乙は甲に本件報酬を返戻しないこととする。

①甲の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合

②採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合

③採用決定者が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合

第10条（本件報酬の返戻の時期）

前条に規定する本件報酬の返戻を要する場合、乙は甲に本件報酬を採用決定者の退職日後30日以内に返戻するものとする。